

入札（見積り合わせ）結果調書

貸借名	旭山動物園電話交換機設備貸借(再リース)				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号				
契約の相手方	旭川市豊岡7条4丁目4番17号 株式会社アクセス 代表取締役 玉川 弘海				
契約金額	35,200円(うち取引に係る消費税及び地方消費税3,200円)				
契約期間	令和3年11月16日 から 令和4年3月31日 まで				
契約担当課	経済部 旭山動物園				
入札(見積)日時	令和3年10月25日(月)				
入 札 (見 積) 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
	株式会社アクセス	32,000円			決定
一者特命の 随意契約と した理由	現在設置している設備は従来の契約相手方である株式会社アクセスが所有しており、5年間の貸借期間終了後の令和3年11月16日より再リースとなり、賃借料が大きく低減しており、引き続き賃借したほうが有利となることから、従来の契約相手方である株式会社アクセスと契約するものである。(旭川市随意契約ガイドライン6(1)に該当)				